

## 要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年12月20日

要望団体名：岩手県コンクリート製品協会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1 県内産溶融スラグの優先使用及び評価制度への反映について	プレキャストコンクリート製品については、極力溶融スラグ入り製品を優先して使用することを特記仕様書に規定するとともに、県産品及び再生資源利用認定製品等を使用した場合には、工事施工成績評定において評価しているところであり、その評定点が総合評価に反映される仕組となっています。 さらなる加点については、国や他県の取組を注視していきます。	B
2 コンクリート製品の県産品の使用及び工事施工成績評定での大幅な加点について	県営建設工事の受注者に対して、県営建設工事請負契約書付記により、使用する建設資材について、県内企業からの調達や岩手県産資材の調達を要請するとともに、受注者が県内で生産・加工又は製造された建設資材を自発的に使用した場合には、工事施工成績評定において評価しており、引き続き、県産資材の優先利用の促進に努めていきます。 工事施工成績評定点の大幅な加点については、国や他県の動向を注視していきます。	B
3 設計段階からのコンクリート製品の導入促進について	岩手県では、コンクリート構造物におけるプレキャスト製品の利用を図ることとしており、令和6年10月以降に入札公告に付す設計業務等については、設計段階からプレキャスト製品の活用の促進に取り組んでいます。	A
4 設計価格の改定について	土木関係設計単価については、物価資料に掲載されている単価を基に設定した資材に変動があった都度改定しており、令和5年度からは毎月改定をしています。 資材価格については、物価資料に掲載されている価格を採用しており、条件が現場持ち込み価格となっています。この取扱いは、国県とも同様となっているため、国の動向を注視するとともに価格が上昇した場合には速やかに単価改定をしていきます。 引き続き、適正な設計価格の設定に努めていきます。	B
5 協会生産製品の認定制度の再開に伴う審査について	コンクリート製品については、共通仕様書において、JIS規格適合品を使用することとしています。 貴協会生産製品の認証制度における岩手県の関わりについては、今後、必要に応じ検討していきます。	C

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	<b>A</b>	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	<b>B</b>	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	<b>C</b>	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	<b>D</b>	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	<b>S</b>	反映区分の選択になじまないもの
	<b>T</b>	県民等からのお礼、感謝の類